

令和6年度 関東高等学校選抜バドミントン大会 宿泊・昼食のご案内

拝啓 晩秋の候、時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。この度『令和6年度 関東高等学校選抜バドミントン大会』の開催にあたり、群馬県高等学校体育連盟バドミントン専門部様の了承のもと当社（東武トップツアーズ(株)高崎支店）が宿泊・昼食の手配・斡旋・取り次ぎのお手伝いさせていただくこととなりました。つきましては、本大会の成功を目指し、お手伝いさせていただきますとともに、皆様のご来県をお待ちいたしております。

敬具

1. 宿泊について（募集型企画旅行契約）

- (1) 旅行日程（宿泊設定日）：2024年 12月13日(金)、12月14日(土)の2泊
(2) 旅行代金：お一人様あたり1泊2食付き税・サービス料・入湯税を含む代金

タイプ	地区	宿泊施設（ホテル・旅館）名	旅行代金	部屋タイプ
A	伊香保	森秋旅館	14,000円	和室 定員利用
B	前橋	ホテルサンダーソン	14,000円	シングル ツイン
C	前橋	前橋ホテル アパホテル前橋駅北	12,000円	シングル ツイン
D	前橋	グレースイン前橋	10,000円	シングル ツイン

- * Aタイプ（森秋旅館）のお部屋割りにつきましては、各学校毎にて、区分別および男女別にいたします。
- * BCD各タイプの部屋タイプ（シングル/ツイン）のご指定は承れません。
- * 最少催行人員1名、添乗員は同行しません。
必要なクーポン類を事前にお渡しいたしますので、チェックインのお手続きは、お客様ご自身で行なっていただきます。
- * 宿泊日の夕食、及び翌日の朝食の欠食扱いは、お受け出来かねます。
- * 宿泊先の駐車場が必要な場合は、宿泊施設に直接お問い合わせください。

(3) 配宿方法：

- ①複数の都県の学校が同じ宿泊施設になる場合がございます。
- ②他校との同じ宿泊施設希望等も考慮いたしますが、宿泊施設の都合上、ご希望に添いかねる場合もございます。
- ③宿泊希望が集中した場合は、ご希望に添いかねる場合がございます。また申込人数や配宿の都合上、やむを得ず上記以外の宿泊施設をご提案させていただく場合があります。予めご了承ください。
- ④前泊・後泊等の旅行日程（宿泊設定日）以外の宿泊、及び別途手配事項等がある場合は、事前にお問い合わせください。

2. 昼食（弁当）について（旅行契約に該当いたしません）

- (1) 昼食（弁当）取扱期間：2024年 12月14日(土)、12月15日(日)、2日間
(2) 昼食（弁当）代金：登り平弁当 1食 900円（パック茶付き・税込込み）
(3) 配布場所（引き換え）：

* 大会会場内「東武トップツアーズ専用デスク」にてお申込み単位毎に配布いたします。詳細は、予約確認書とともに、ご案内いたします。



12/14(土) 鳥めし弁当(一例)



12/15(日) ソースカツ弁当(一例)

特定商取引法に基づく表記

事業者	東武トップツアーズ株式会社	お支払方法・お支払い時期	【お支払方法】	
販売責任者	代表取締役 百木田 康二		銀行振込	
本社所在地	〒131-0045 東京都墨田区押上一丁目1番2号		【お支払時期】	
お問い合わせ先	高崎支店	お申込み期間	後日発送する請求書に記載した期日までに支払ってください	
	電話番号:050-9001-8731		商品のお引き渡し時期・サービス提供の時期	ご利用日当日に商品をお渡しいたします。
	〒471-1101 高崎市中区下町1-1-1		お申込み期間	申込要項の記載をご確認ください
	お問い合わせ先: senbatsu-badominton6@tobutoptours.co.jp		販売条件	当社が取り扱う本大会専用の申込要項より申込みをいただいた方
営業時間: 9:30~17:30 定休日: 土/日/祝日休業	商品の販売価格	お申込みの変更及びお取消し、返品・交換・キャンセルについて	取消・変更については、申込要項にてご確認ください。	
商品以外の必要となる費用	消費税(販売価格に含む)、振込手数料(銀行振込)	欠陥・不具合等の取扱い	商品表示にある消費期限内にお申し出ください。 商品(弁当・お茶)に不具合の有った場合は、交換または返金対応いたします。	

3. お申し込み方法について

- (1) お申し込みは別紙の旅行条件書を確認のうえ、申込書を送付願います。
- (2) 所定の「宿泊・弁当申込書」及び「宿泊予定者名簿」に必要な事項を入力（または記入）のうえ、「ファイル添付のうえメール」にてお申し込みください。

4. お申し込み期限について

- (1) ご出場決定の後、お早めのお申し込みをお願いいたします。
- (2) お申し込み締切日 **2024年11月21日(木) 正午必着**

5. 宿泊施設（配宿）の決定および各種代金のお支払いについて

- (1) 宿泊施設案内等は、「宿泊・弁当申込書」記載の指定送付先へ、12月3日(火)(予定)までに『宿泊施設予約確認書』、『ご請求書』、各種『予約確認書』をご送付いたします。
- (2) 振込期日：下記、金融機関・口座へ **2024年12月9日(月)まで** に、お振り込み手続きをお願いいたします。
- (3) お振込先：**◆お振込先：みずほ銀行 東武支店(当座) NO. 7374445 東武トップツアーズ株式会社**
(また、お振込み手数料につきましては、お客様負担とさせていただきますので、予めご了承ください。)
- (4) お振込み後の変更につきましては、下記のとおりをお願い申し上げます。
◇減額された場合 .. 返金口座通知書を当社まで送付頂き、大会終了後、指定口座へご返金いたします。
※返金口座通知書については、大会会場内「東武トップツアーズ専用デスク」にてお受け取り下さい。

6. お申し込み後の変更・取り消しについて

- (1) お申し込み後の変更および取り消しにつきましては、間違い防止のため、「宿泊予定者名簿」および「宿泊・弁当・申込書」の該当箇所を二重線で見え消し、訂正のうえ、必ずメールでのご連絡をお願いいたします。
※お申し込み時の該当書類につきましては、予めプリントアウトのうえ、お控えください。
- (2) 宿泊について契約成立以降に解除される場合は、1泊ごとに下記の取消料を申し受けます。

取消日	取消料
旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日目から2日目までの解除	旅行代金の30%
旅行開始日前日の解除	旅行代金の40%
旅行開始日当日の解除	旅行代金の50%
旅行開始後の解除 または 無連絡不参加の場合	旅行代金の100%

- *ご宿泊当日12時までに当支店または宿泊施設に取消の連絡がない場合は、無連絡不参加として取り扱い100%の取消料を申し受けます。
*12月14日(土)は支店休業日につき、当日取消の場合は大会会場内「東武トップツアーズ専用デスク」にご連絡ください。
*勝敗結果による取消料金規定は設けておりません。予めご了承ください。
- (3) 弁当の取消については利用日ごとに下記の取消料を申し受けます。

利用日の前日正午まで	無料	利用日の前日正午以降	100%
------------	----	------------	------

7. その他

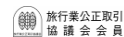
- (1) お振込金受領書をもって当社の【領収証】に代えさせていただきますが、当社発行の領収書が必要な場合は、予約確認書と一緒に送付する「領収書発行依頼書」に必要な事項をご入力の上、メールにてお申し込みください。入金確認後、当社の領収書を発行いたします。大会会場内「東武トップツアーズ専用デスク」へお立ち寄りのうえ、お受け取りください。
- (2) 個人情報の取り扱いについて
旅行申し込みの際に提出頂いた個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただく他、お客様がお申し込みいただいた旅行において運送、宿泊機関、手配代行者等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続き、並びに大会運営に必要な範囲内で当社および大会事務局が共同で利用させていただきます。

【旅行企画・実施：お問い合わせ・お申し込み】 観光庁長官登録旅行業第38号 JATA正会員



東武トップツアーズ(株)高崎支店

〒370-0828



群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル9階
TEL: 050-9001-8731 FAX: 027-325-3913
E-mail: senbatsu-badominton6@tobutoptours.co.jp
総合旅行業務取扱管理者：中島 明英 【客国24-333】

担当 矢部・田中・入澤

【営業日】 平日(土・日・祝日休業) 【営業時間】 9:30~17:30

旅行条件

本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書面及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。この条件に定めのない事項は、当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。当社旅行業約款は当社ホームページからご覧いただけます。

この旅行は東武トップツアーズ株式会社高崎支店(以下「当社」といいます。)が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます。)を締結することになります。旅行契約の内容、条件は、当パンフレットの記載内容、本旅行条件書、確定書面(最終日程表)、並びに当社旅行業約款(募集型企画旅行契約の部)によります。

1. お申し込み方法・条件と旅行契約の成立

(1) 当社は、団体・グループを構成する旅行者の代表としての契約責任者から申し込みがあった場合、契約の締結・解除等に関する一切の代理権を当該代表者が有しているものとみなし、その団体に係る旅行業務に関する取引は、当該代表者との間で行います。

(2) 所定の申込書によりお申し込みください。

(3) 旅行契約は、当社が契約を承諾し、旅行代金を受領した時に成立するものとします。

(4) 障がいのあるお客様、高齢のお客様、妊娠中のお客様など、お客様の状況によっては、当初の手記内容に含まれていない特別な配慮、措置が必要になる可能性があります。特別な配慮・措置が必要となる可能性がある方は、ご相談させていただきますので、必ず事前にお申し出ください。

2. 旅行代金のお支払い

旅行代金は、「宿泊昼食要項」の条件によりお支払いいただきます。これ以降にお申込みの場合は、旅行開始日前の当社が指定する期日までにお支払いいただきます。

3. 旅行代金に含まれるもの

「宿泊昼食要項」に記載のとおりです。それ以外の費用はお客様負担となります。

4. 旅行内容・旅行代金の変更

(1) 当社は、天災地変、戦乱、暴動、官公署の命令、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合においてやむを得ないときは、旅行内容・旅行代金を変更することがあります。天候等の不可抗力により航空機等の運送機関のサービスが中止又は遅延となり、行程の変更等が生じた場合の宿泊費、交通費等はお客様の負担となります。

(2) お申し込みいただいた人数の一部が取消される場合は契約条件の変更となります。実際にご参加いただくお客様の旅行代金が増減となる場合がありますのであらかじめご了承ください。詳しくは係員におたずねください。

5. 旅行契約の解除

(1) お客様は、「宿泊昼食要項」記載の取消料をお支払いいただくことにより、いつでも旅行契約を解除することができます。なお、旅行契約の解除期日は、当社の営業日・営業時間内に解除する旨をお申し出いただいた時を基準とします。また、当社は当社旅行業約款の規定に基づき、旅行開始前及び旅行開始後であっても、お客様との旅行契約を解除することがあります。

(2) お客様のご都合で旅行開始日あるいはコースを変更される場合、また、申込人数から一部の人数が取消される場合も、上記取消料の対価となります。

(3) 申込人数が最少催行人員に満たないときは、旅行の実施を中止します。この場合、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日目、日帰り旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって3日目にあたる日より前までに旅行を中止する旨を通知します。

6. 旅程管理及び添乗員等の業務

(1) 添乗員は同行いたしません。(2) 必要なクーポン類をお渡しいたしますので、旅行サービスの提供を受けるための手続はお客様ご自身で行っていただきます。また、悪天候等によってサービス内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び必要な手続は、お客様ご自身で行っていただきます。

7. 当社の責任及び免責事項

(1) 当社は、当社又は手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、手荷物の損害については、14日以内に当社に対して通知があった場合限り、お1人様15万円を限度として賠償します。(当社に故意又は重大な過失がある場合を除きます。)

(2) お客様が、次のような当社の関与し得ない事由により損害を被られたときは、当社は責任を負いません。①天災地変、戦乱、暴動、テロ、官公署の命令等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ②運送・宿泊機関等のサービス提供の中止等又はこれらによる日程の変更や旅行の中止 ③自由行動中の事故 ④食中毒 ⑤盗難 ⑥運送機関の遅延、不通、スケジュール変更、経路変更又はこれらによる日程の変更や目的地滞在時間の短縮

8. 旅程保証

(1) 当社は契約書面及び確定書面に記載した契約内容のうち、次の①～④にあたる重要な変更が生じた場合は、旅行代金に1～5%の所定の率を乗じた額の変更補償金を支払います。ただし、1企画旅行につき合計15%を上限とし、また補償金の額が1,000円未満のときはお支払いいたしません。

①旅行開始日又は旅行終了日 ②入場する観光地又は観光施設、レストラン、その他の旅行目的地 ③運送機関の等級又は設備のより低い料金のものへの変更 ④運送機関の種類又は会社名 ⑤本邦内の出発空港又は帰着空港の異なる便への変更 ⑥宿泊機関の種類又は名称 ⑦宿泊機関の客室の種類、設備、景観その他の客室の条件⑧前号に掲げる変更のうちツアータイトル中に記載があった事項

(2) ただし、次の場合は、当社は変更補償金を支払いません。

①次に掲げる事由による変更の場合(ただし、サービス提供機関の予約超過による変更の場合を除きます。)

ア、旅行日程に支障をきたらず悪天候、天災地変、戦乱、ウ、暴動、工、官公署の命令、オ、欠航、不通、休業等運送・宿泊機関等のサービス提供の中止か、遅延、運送スケジュールの変更等当初の運行計画によらない運送サービスの提供 キ、旅行参加者の生命又は身体の安全確保のために必要な措置

②契約書面・確定書面に記載した旅行サービスの提供を受ける順序が変更になった場合でも、旅行中に当該旅行サービスの提供を受けることができた場合。

(3) 当社は、お客様の同意を得て、金銭による変更補償金の支払いに替え、これと同額又はそれ以上の価値のある物品又は旅行サービスの提供をもって補償を行うことがあります。

9. 特別補償

当社は、特別補償規程の定めるところにより、お客様が旅行中に急激かつ偶然の外来の事故により、その身体又は荷物に被られた一定の損害について、補償金及び見舞金を支払います。死亡補償金1,500万円、入院見舞金2～20万円、通院見舞金1～5万円、携帯品損害補償金旅行者1名につき15万円以内。

10. お客様の責任

(1) お客様の故意又は過失、法令違反、当社の旅行業約款の規定を守らなかったことにより当社が損害を受けた場合は、お客様から損害の賠償を申し受けます。

(2) お客様は、当社から提供される情報を活用し、お客様の権利・義務その他旅行契約の内容について理解に努めなければなりません。

(3) 旅行開始後に、パンフレット等に記載された内容と実際のサービス内容が異なると認識した場合、旅行中に事故などが発生した場合は、旅行地においてすみやかに当社又は旅行サービス提供機関にお申し出ください。

11. 個人情報の取扱い

(1) 当社は、旅行のお申し込みにあたってお預かりするお客様の個人情報につきまして、お客様との連絡、お申し込みいただいた旅行の手配と旅行サービスの提供、当社の旅行契約上の責任や事故時の費用等を担保する保険手続のために利用させていただくほか、お客様への商品やキャンペーンのご案内、ご意見・ご感想等のアンケートのお願い、お客様のお買物の便宜、データ処理、旅行参加時におけるご案内などのために利用させていただきます。

(2) 当社は、本項(1)の利用目的の範囲内で、個人情報の取扱いについて当社と契約を締結している運送・宿泊機関、保険会社、免税品店などの土産物店、当社が旅行手配を委託している手配代行者、当社募集型企画旅行販売委託会社あるいはデータ処理や案内業務を委託している業者等に対し、お客様の氏名、パスポート番号ならびに搭乗される航空便名等、年齢、性別、住所、電話番号、国籍等の個人情報を、あらかじめ電子的方法で送信する等の方法により提供させていただきます。また、事故等の発生に関連し警察の捜査時の資料提供及び国土交通省・観光庁その他官公署からの要請により個人情報の提供に協力する場合があります。

(3) 当社は、旅行中に傷病等があった場合に備え、お客様の旅行中の国内連絡先の方の個人情報を伺っております。この個人情報、お客様に傷病等があった場合において、国内連絡先の方に連絡の必要があると当社が認めた場合に使用させていただきます。お客様は、国内連絡先の方の個人情報を当社に提供することについて、国内連絡先の方の同意を得るものとします。

(4) 申込書、参加者名簿、お伺い書等の記載内容に誤りがあった場合、旅行の手配やサービスの提供等に支障を来す恐れがありますので、正確な記入をお願いします。お申し込みいただく際には、これら個人情報の提供についてお客様に同意いただくものとします。

(5) 個人情報の利用目的の通知、個人情報の開示、個人情報の訂正・追加・削除、個人情報の利用の停止、個人情報の消去又は第三者への提供の停止等をご希望の場合は、取扱事業所へお申し出ください。なお、個人情報管理責任者は当社コンプライアンス室長となります。

12. お客様の交替

お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。ただし、交替に際して発生した実費についてはお客様にお支払いいただきます。

13. その他

(1) 当社はいかなる場合も旅行の再実施はいたしません。

(2) この旅行条件・旅行代金は 2024年 10月 15日現在を基準としております。

●お申し込み・お問合わせは

【旅行企画・実施】観光庁長官登録旅行業第38号

東武トップツアーズ株式会社

高崎支店

群馬県高崎市宮元町212 高崎宮元町ビル3階

電話番号 050-9001-8731 FAX番号 027-325-3913

営業日 平日(土日祝日休業) 営業時間 9:30～17:30

一般社団法人日本旅行業協会正会員 ボンド保証会員

総合旅行業務取扱管理者: 中島 明英



旅行業務取扱管理者とはお客様の旅行を取扱う営業所での取引の責任者です。このご旅行の契約に関し、担当者からの説明にご不明の点がありましたら、遠慮なく旅行業務取扱管理者にお尋ねください。